

# 2

## 養育の基本

## 2 養育の基本

### 11 子どもの権利擁護の担い手としての里親

**養育指針** 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2) 子どもを尊重する姿勢

- 児童憲章（昭和26年制定）において「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」と記されています。大人の責任において、子どもが幸せと感じることを実現していくことが子どもの権利擁護です。
- 子どもの日常生活は自立支援計画に沿ったものになっているでしょうか。委託されたときに児童相談所から子どもに手渡されている「子どもの権利ノート」にもきちんと目を通しておきましょう。
- 子どもにとって家庭が温かくて安心できる場であること、子どもが自由に意見を言える雰囲気を持っていることが必要です。子どもは権利擁護の対象であるとともに、権利行使の主体です。大人がよかれと思うことを子どもがどう感じているか、子どもの意見を聞きましょう。
- 「この程度のことは大丈夫」と自己判断せずに、子どもの権利の観点から子育てを見直す機会として研修等を活かしましょう。
- 体罰が権利侵害なのはもちろんのこと、子どもの年齢に不相応なスキンシップも、子どもの権利を侵害する性的虐待となる場合がありますので、注意が必要です。
- 子どもの養育は、第三者が入らない中で行っていることになります。里母、里父、実子など、それぞれが、子どもの権利を侵害していないかチェックし合うことが大切です。
- 万が一、子どもの権利を侵害していると判断される場合は、施設に入所している児童と同様に「被措置児童等虐待」となります。そうならないためにも、養育に不安を抱いたならば早めに児童相談所等に相談しましょう。

## 事例



### 子どもにとって安心な交流とは

新生児のときから委託されていた子どもが小1になった頃、親の状況が改善したため、実母と交流をするようになりました。面会の中では、それなりに過ごさせていたのですが、外出などの長時間の交流が少なく、子どもへの説明も不十分なまま外泊させたので、子どもには慣れないことで不安にさせてしまいました。もう少し時間をかけて、子どもが実母に安心感を覚えたり、実母の住環境を知っておく等、十分な準備をしていれば、不安にならずにもっとよい親子の交流の機会にできたと思います。次は、外泊ではなく、外出で実母の家に行き、一緒にお料理するなど楽しい機会とできるように計画中です。

### 子どもにとってのきょうだいの存在

現在委託されている子どもにはきょうだいがいて、別の里親の家で暮らしています。私はその里親との交流はまったくなく、子どもはきょうだいにも会えません。子どもは「なんで、僕は弟と一緒に暮らせないの?」「弟に会いたい」と言っています。せめて、年に1～2回は子どもをきょうだいに会わせてあげたいと思うのですが、何か事情があるかもしれません。今度、児童相談所と相談して交流ができるかどうか提案してみたいと思います。



### 散髪を嫌がる子

当時小学生だった子ども（男の子）は散髪を嫌がり、小学生の間はずつと長髪で過ごしました。カウンセラーの先生に相談したら「長髪であることで、誰かに迷惑かけているんですか。かけていないんだったら、いいじゃないですか」と言われました。考えてみれば誰にも迷惑をかけていないので、子どもの気持ちを尊重することにしました。周囲にもいろいろ言われましたが、人が言うことに振り回されなくてよかったです。成人したいまはすっきり短髪です。なぜ昔、散髪を嫌がったのか理由はわかりません。本人にも理由はわからなかったと思います。

### 子どもに必要な情報を子どもに伝えています

子どもの人権110番が発行しているSOSミニレターが毎年、小学校から子どもに配布されています。困っていることをミニレターに書き、ポストに投函すると、法律の専門家などから子どもに返事が来るというシステムです。電話でも相談することができます。子どもは「今日のお便り」と言って内容もよく見ずに私にくぎましたが、「友だちのこと、家での生活のことで誰にも相談できずに困ったために、学習机の引き出しの中に入れておこうね」と話しました。里親家庭の子どもに限らず、広く子どもを対象にしていて、とてもよい制度だと思います。親身になって相談にのってくれるという話を聞いています。



## 2 養育の基本

### 12 他者に助言や協力を求めることがの重要性

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (2) 「中途からの養育」であることの理解

- 家庭での養育は孤立しがちなため、子どもへの対応方法が見つからず困ったときには、問題が悪化したり深刻化する危険性があります。養育者は、そうなる前に社会的養護の担い手として、他者に協力を求める姿勢が求められます。
- 委託された子どもの養育において、実子を育てた経験が必ずしも有効でなく、活かされないことがあります。実子の養育体験のイメージが回復と育ち直しに向かおうとする子どもの養育をさまたげることもあるため、あくまでも子どもに合わせて個別にケアをするという意識が必要です。
- 養育に困ったときは、信頼のおける相手に安心して相談できることが必要となります。困ったときだけでなく、日常レベルで子どもの育つ姿や状況を児童相談所や関係機関、里親支援担当者と共有しておくことが相談の基盤となるでしょう。
- 「養育が大変だと伝えたら、子どもが引きあげられてしまうのではないか」「次の子どもを委託してくれないのでないのではないか」などといった不安が里親から語られることがあります。養育の継続が子どもにとって適切でない場合、「不調」となることは確かにありますが、養育にはいろいろなときがあり、危機を乗り越えながら子どもへの理解が進み、里親子関係や養育力が育つという理解もまた必要です。
- 家庭の風通しをよくし、自己完結させない養育体制を他者の視点を入れながらつくることによって、里親養育への信頼が増し、支援体制も充実することになるでしょう。

## 事例



### 小学校の先生への協力要請

子どものクラス内でトラブルが起きたとき、「学校で起きたことは学校で解決してください」と担任の先生を責めてしまい、先生とうまくいかなくなりました。親子だけでは話し合っても解決にならず、思うように解決しなかったので先生に不満をぶつけてしまったのでした。改めて、親子で困っていること、助けてほしいことを冷静に伝えました。先生も「一緒にやっていきましょう」と言ってくれました。

### 児童相談所から医師を紹介してもらう

子どもの課題行動が大変だったとき、児童相談所の嘱託の児童精神科医を紹介してもらい、児童相談所以外の場所（病院）で相談をしました。いつもとは違う場所で話をすることができて、「今までの相談とは状況が違う」と、子どもも認識できたようでした。社会的養護をよく理解している医師や障害児分野などの専門職の方と出会って、子どもの行動に対する新しい視点や対応方法などを教えてもらうことができて、とてもよかったです。



### 幼稚園の先生から専門機関を紹介してもらう

幼稚園の先生から障害児の専門機関を紹介していただいたことがあります。初めての子育てで情報を十分に持っていないだったので、先生が知っている機関を教えてもらえて、ホッとしました。

### 子どもを直接知る施設職員から助言をもらう

子どもが以前過ごしていた児童養護施設や乳児院の心理職の方や園長先生に子どもの行動について相談したことがあります。子どもの小さいころの状況や実親の様子を知っている方からの助言は貴重で、非常に参考になりました。



## 2 養育の基本

### 13 児童相談所からの助言や支援

養育指針 第Ⅱ部各論 4. 関係機関・地域との連携（1）関係機関等との連携

- 子育てには喜びの反面、難しさがあります。大変でも徐々に状況が上向くならばよいのですが、出口が見えなければ、大変さが増すばかりです。実親も里親も養親も等しく、そのような状況に陥ることがあります。里親等の場合には中途からの養育であるゆえに、この危険性が比較的高いと言ってよいでしょう。実子を育てた経験があるかないかも、このことに関係はありません。
- 自分の意志で始めた里親養育ではあっても、その大変さのすべてを自分で背負い込むといった考え方はやめましょう。「家族が混乱している」「この子のことわからぬ」「夫婦関係さえおかしくなっていく」などの「出口の見えない悪循環」が生まれてしまいます。
- まずは家庭で起きていることを確認し、困っていることを整理しましょう。整理して児童相談所に伝える努力は、養育者に求められていることです。整理していくことは養育の振り返りにもなります。何が起きているのかを理解することで、児童相談所も的確な対応をとることができます。余裕がないときにはありのままに「気持ちに余裕がないので、整理するのを手伝ってもらえると助かります」と伝えましょう。
- そのときに大切なのは、児童相談所との信頼関係です。「本音を言うと、ダメな里親だと思われる」という声がありますが、それをそのまま受け取ることは危険です。本当に怖いのは、そのような思い込みのもとで孤立を深めることです。普段から児童相談所との間に、ありのままでいられる関係をつくることで、誤解にもとづく誤った対応を防ぐことができます。
- 研修や委託の準備のための関わり、委託後の家庭訪問、里親サロン、里親会の集まり……これらのチャンスも利用して、信頼できて率直になれる職員と「出会い」「つながる」ようにしてください。

## 事例



### よいときと悪いときの両方を知ってもらう

「本音を言うとダメな里親だと思われる」と里親が考えるのは、子どもの養育の難しさやつらさだけを児童相談所に伝えようとするためだと思います。わが家も以前は、大変なときだけに連絡をしていたのですが、最近はうれしいことやよかったですも含めて連絡しているので、児童相談所もわが家のよいときの様子、子どもの笑顔などを知っています。そのため、子どもの養育で困って連絡する際に「力がないと思われてしまう」と心配することが減りました。児童相談所にはよいときも悪いときも知ってもらえるといいと思います。

### 複数の児童相談所職員に相談する

児童相談所には子ども担当の職員のほかに、心理担当や養育者側の職員等がいる場合があります。子ども担当の職員に相談しても、子どもの状態が難しい場合などは、心理担当の方や他の職員に相談する機会をつくってもらっています。子どもたちも子ども担当の職員だけではなく、複数の職員に見守られていると感じができるようですし、話しやすさも職員によってさまざまなので、相談相手は複数いたほうがよいです。



### 児童相談所から相談機関を紹介してもらう

子どもが中学生のときに荒れていたので、児童福祉司に相談しました。私たち夫婦ではお手上げだったのです。「自分たちの能力を超えたので」と正直に言いました。児童福祉司は「様子を見ましょう」とか「よくあることですよ」と受け流さずに、少年鑑別所の一般相談を勧めてくれました。相談にのってくれたのは心理技官で、「日常を話してください。その中から、あなたがとった行動でよい方向に行きそうなことを見つけ出したいと思います。まずはお母さんの言葉で説明してください。あなたのお子さんのような子どもを何千人も見てきたので、まかせてください」と言ってくれました。子どもとの日常を話すと、「二人がけんかしたときにテレビを付けた。それはよいことですね。煮詰まった場面を変えることで違った空気が生まれます。言い争いもなんとなくおさまったんですね。何かあったときにこの場面を思い出すといいですよ」など、具体的に的確なアドバイスをくれて助かりました。子どもが鏡台をひっくり返したときは、片づけながら「中身をちょうど整理できてよかったわ」というように、捉え方を切り替えることも教わりました。

## 2 養育の基本

### 14 子どもが意見や苦情を出しやすい環境づくり

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護 (4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- 自分の思いを否定されずにいたん受けとめてもらえるという安心感や、養育者との安定した関係が子どもにはとても大事です。子どもが自分の意見や思いを自由に出せる雰囲気や環境をつくりましょう。
- 子どもが相談したいときに、相談方法や相談相手を選ぶことができるよう、環境を整えておきましょう。また、そのことを年齢に応じて子どもが理解できるように説明しておきます。
- 子どもから出た苦情や意見、提案に対しては、ただ単に受けとめるだけでなく、子どもがわかるような形で、できるだけ早く適切に対応します。すぐに対応できなかったり、どうしたらよいか検討が必要な場合は、「検討中であって無視しているわけではない」ことを伝えましょう。
- とくに苦情や不満については、児童相談所の担当職員に話すことができることを子どもに伝えておくことも必要です。養育者が一人で問題を抱え込む状況を避けることができ、第三者が入ることで解決につながる場合もあります。
- 子どもの要望にすべて応じられるわけではありません。応えられない場合は、子どもが納得できるようにその理由を丁寧に説明しましょう。

## 事例



### 子どもが選べるように選択肢を用意する

子どもが大学受験で浪人していたとき、予備校の成績が悪かったので、里父・里母・本人の3人で、話し合いました。本人が選択しやすいように、考えられる選択肢をすべてあげておき、どうするか本人に決めさせました。本人は「予備校に通いながら里父にも勉強を教えてもらう」という選択肢を選びました。その子は里父に可愛がってもらっていないという気持ちを持っていたようです。里父に勉強を見てもらうことで里父との距離が縮まった意義のある浪人生活だったと思います。里親にとっても、子どもとの関係はいつでも修復できるチャンスがあるという希望につながった経験でした。

### 子どもが気持ちを表現しやすいよう、里親が工夫する

子どもは里親に遠慮しているのか、実親の話をしませんが、そういう話はしたいようです。だから私（里母）のほうから子どもに実親の話を振っています。実親を話題にして、ポジティブな話をしたら、子どもも自分から話し始めました。家でリラックスしているとき、私と二人だけのときに実親のことを話したがります。



### 里親のイライラで言いたいことも言えなくなる

里親が忙しいとき、イライラしているのが手に取るようになりました。そういうときは相談したくてもできませんでした。里母と里父の仲が悪いときには、子どもたちはみんな、気を遣いました。小さい子も里親の顔色をよく見ていて、言いたいことを言っていました。里親の機嫌が悪いときは、とりあえず沈黙……がルールでした。

### 第三者の客観的な意見を参考にする

里親会の研修に「小学生向けのいじめと虐待防止ワークショップ」を取り入れて、子どもたちが参加しました。大人は参加できないので、ワークショップの講師から子どもたちの様子を聞きました。ふだんと違った環境で、里親には言っていた学校での出来事や子ども同士の関係について、講師に話したようです。私も講師から「お子さんはお母さんに話したいことがたくさんあるようですよ」と言われました。学校生活について、いつも子どもを質問攻めにしていましたが、傾聴の態度が足りなかったことに気がつきました。



## 2 養育の基本

# 15 守秘義務と 周囲への理解の求め方

養育指針 第Ⅱ部各論 3. 権利擁護（3）守秘義務

- 子どもには、それぞれに異なった背景があります。子どもがこれまで育ってきた状況や環境、委託に至る理由や実親家庭の状況など、養育者として知り得た情報については、子どもの人権を守るために扱いを慎重にする必要があります。
- 子どもを守るために開示できない情報については、秘密を守らなければなりません（守秘義務）。夫婦間で共通の認識を持ち、確認しておくことが大切です。ファミリーホームにおいては、補助者にも同様の確認が必要です。
- 里親として子どもを養育していることを、近隣の方々や学校の同級生の保護者にどのように話したらよいか、とまどう里親も少なくありません。「特別な子ども」として認識してもらうことが目的ではありませんので、地域の中でごく普通の家庭生活を送っていること、里親家庭も一つの家庭・家族の形であることを理解してもらうようにしましょう。それが、子どもの自己肯定感や生きやすさにつながります。
- 里親養育を理解してくれる人を周囲につくっておくことはとても大事です。子どもを迎えるときではなく、登録の時点から信頼できる知人などに里親制度について話しておくとよいでしょう。ときには理解者が代弁者となってくれたり、周りに理解を広げる役割を担ってくれます。

## 事例



### 子どものプライバシーが守れる環境を考える

現在、2歳の子どもとの生活を楽しんでいます。ただ、同居している夫の母は子どもを可愛がっていますが、里親制度に理解が足りず、親戚や近所に子どもの個人情報を話してしまうので、とても困っています。夫と一緒に話してもわかつてもらえないときは、児童相談所に相談しようと思います。

### 誰にどこまで話したらいいのか悩む

子どもの個人情報を守ることと、子どもの行動を理解してもらうのに、学校の関係者にどこまで話したらいいのかについて、いつも悩んでいます。校長先生と担任の先生には説明しますが、お友だちのお母さんへの説明は判断に迷うことがあります。



### 子どもの話をするときは周囲の状況に注意する

駅のホームにいるとき、子どものことで児童相談所に電話をかけたことがあります。悩んだ上で思い余ってのことですが、周囲に不特定多数の人がいる状況で大事な情報を話すことになり、個人情報の流出になるおそれがあると、注意を受け、ハッとしたしました。そのときに話し合って、私が帰宅した頃に、児童相談所のほうから電話をくれることになりました。

### 記録の保管に注意

私の保管方法が悪くて、児童相談所からもらった書類（子どもの事情が書いてある）を子どもが見て、大きなショックを受けてしていました。児童養護施設では、大事な書類は鍵のかかる金庫に保存していると聞きました。「ここに置いておけば大丈夫」と安易に考えた結果なので、後悔しています。



## 2 養育の基本

### 16 子どもと養育者の財産である記録

養育指針 第Ⅱ部各論 2. 自立支援計画と記録（2）記録と養育状況の報告

- 記録は「里親養育の財産」であり、対外的には「説明責任を果たすためのツール」です。そして「里親が行う養育に関する最低基準」に定められている養育者の義務です。
- 記録をつけると、子どもが将来、養育者の思いを知ることができたり、養育者自身が子育てを客観的に見つめ直すこと（振り返り）ができたりします。また、書いてみるだけでも頭の整理になります。
- 子どもが家庭引取りになる場合には、実親が子どもを理解する手段になり、養子縁組をするときには、子どもの成長の記録の一部となります。養育を他者に引き継ぐときにも有効です。
- 記録があると、困難なことが起こって人に相談するときに、それまでの経過が正確に伝わり、状況の把握が行いやすくなります。また、養育者の説明を裏付ける根拠ともなります。
- 記録の内容は、①子どもの心身の状況、②子どもの行動や生活の様子、③子どもへの養育者の対応、④事故とその対応の経過、⑤養育者の感想などです。
- 記録を書く際は、子どもの行動や様子を列挙するだけでなく、それに至るきっかけや背景、子どもの行動について考えたことなども含めて記録しておくといいでしょう。
- 記録を書く際は、子どものよい面にも注目して、長所や強み、ほめるべき点など前向きなコメントも記録しておきましょう。そうすると、ネガティブな面に縛られず、子どもを肯定的に見ることができ、今後の養育にポジティブに向かえるようになります。

## 事例



### 記録は里親が説明責任を果たすためのツール

週に一度、「記録の日」を設けていますが、子どもが荒れたり、発達障害の子どもを育てているときは、毎日記録しています。子どもが問題行動を起こしたとき、私がどのように対応したかを第三者に説明する必要があると思うからです。以前、子どもが家で大声を上げ、それを聞いた近所の人が虐待と勘違いをして、児童相談所に通告しました。でも私は、子どもの様子、私自身の子どもへの関わり方、学校や病院とのやりとりをノートに記し、児童相談所にも報告していましたので、誤解を解くことができました。記録は里親の身を守るために大事なものであり、説明責任を果たすためのツールでもあると考えています。

### 子どものために写真は大事に保管しておく

実親の元に帰る子どもに、わが家の写真をアルバムにして渡しました。すると、実親に里親家庭での写真をすべて破棄されてしまったことがあります。その子のために、他の子どものアルバムからその子が写っている写真をすべて抜き取り、複製して送りました。子どもにとって写真は生きてきた大切な記録です。私にとっても複製する作業が養育を振り返る機会となりました。



### 記録としての録音や録画

家庭内の子どもの行動がとても荒れて、悩んでいたことがあります。でも、子どもは学校や外ではとてもよい子で、荒れることを相談しても誰もわからてくれませんでした。書面での記録には限界があると感じたので、相談するときにだけ使用すると決めて、荒れている様子をビデオに撮り、音声を録音しました。それを児童相談所や学校に相談する際に見せたり聞いてもらって、対応と一緒に考えてもらうことができました。